

社外役員独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下、併せて「社外役員」という)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものと判断する。

- ①当社及び当社の子会社(以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者(※1)である者、またはあった者。
- ②当社グループの業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者。
- ③当社グループを主要な取引先とする者(※2)若しくはその業務執行者、または当社グループの主要な取引先(※3)若しくはその業務執行者。
- ④当社グループの主要な借入先(※4)若しくはその業務執行者。
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益(※5)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- ⑥当社グループの会計監査人または会計参与である公認会計士(若しくは税理士)または監査法人(若しくは税理士法人)の社員、パートナーまたは従業員である者。
- ⑦当社グループから多額の寄付(※6)を受けている者。
- ⑧当社グループを主要な株主(※7)とする会社の業務執行者、または当社グループの主要な株主若しくはその業務執行者。
- ⑨過去1年間において上記②から⑧に該当していた者。
- ⑩上記①から⑨に該当する者の配偶者、二親等以内の親族または同居の親族。

(※1)業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、業務執行する社員、その他業務執行する者。

(※2)当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者をいう。

(※3)当社グループの主要な取引先とは、当社グループに対して、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払を行っている者をいう。

(※4)当社グループの主要な借入先とは、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

(※5)多額の金銭その他の財産上の利益とは、直近事業年度における1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう。

(※6)多額の寄付とは、直近事業年度で1,000万円を超える額の寄付をいう。

(※7)主要な株主とは、議決権所有割合(間接所有を含む)10%以上の株主をいう。